

# 下関市犯罪被害者等支援条例 を制定しました

[令和7年4月1日施行]

下関市は、犯罪被害者やそのご家族を支援し、  
安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、  
「**下関市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」

## 理念

- 犯罪被害者やその家族、遺族の尊厳が保たれる権利を保障すること
- 犯罪被害者やその家族、遺族の置かれた状況や事情に応じた支援を提供すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 市、市民、事業者、学校及び関係機関が協力して支援を推進すること

## それぞれの 責務

### 市の責務

- 市民、事業者、学校及び関係機関と連携し、適切な施策を実施する
- 犯罪被害者やその家族、遺族に総合的な支援を行うための体制を整備する

### 市民、事業者、学校の責務

- 犯罪被害者等支援への理解を深め、二次的被害、再被害の防止に努める
- 市が行う犯罪被害者等支援に関する施策への協力を努める
- 二次的被害とは：犯罪被害を受けた後に、周囲の配慮に欠ける言動などにより受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失などをいいます
  - ・近所や職場でのうわさ、誹謗中傷、偏見、配慮に欠ける言葉や視線
  - ・メディアの過剰取材、SNSによるプライバシー拡散
- 再被害とは：犯罪の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいいます

## 犯罪被害に遭ったらどのようなことが起こるか考えてみてください

犯罪被害者にはさまざまな困難が降りかかります。

心身の不調

周囲の人の言動による傷心

生活上の困難

経済的な困難

裁判、捜査に伴う負担



## 被害者の気持ちに寄り添った支援が大切です。

犯罪被害者が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。

一方で、励ますつもりが相手を傷つけてしまうことがあります。

自責感を助長するような言葉や、回復を焦らせてしまう声掛けに気を付けましょう。

# 下関市の犯罪被害者への支援

## 総合的相談窓口(生活安全課)

各種支援制度の案内や関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言などを行います。



### 犯罪被害に遭われた方へ

- 事件や事故に遭ってしまった
- 心に深い傷を負ってしまった
- 家族が被害を受けた
- 被害から起こるさまざまな時間的、精神的、経済的負担 など

ひとりで悩まず  
まずはご相談を

## 経済的支援

故意の犯罪行為により死亡した場合、大きなけがを負った場合や性犯罪被害に遭った場合に、見舞金や日常生活支援金の支給による支援を行います。

### 見舞金

- 遺族見舞金……………30万円
- 重傷病見舞金……………10万円
- 性犯罪被害見舞金……10万円

### 日常生活支援金

上限額を30万円として、次の費用を支給します。

- ハウスクリーニング費用
- 一時宿泊費用
- 転居費用
- 家賃
- 配食費用
- 家事及び介護等費用
- 一時保育費用
- 就労準備費用
- カウンセリング費用
- 法律相談費用
- 被害者参加制度利用費用



詳細な要件などは生活安全課にお問い合わせください

下関市ホームページ

お問い合わせ先

下関市犯罪被害者等支援総合的相談窓口(生活安全課内)

TEL083-242-0797 月～金/8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

